

議 第 8 0 号

コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

本市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 6 年（2024 年）9 月 5 日

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

新潟県柏崎市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭
和 5 1 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

高柳コミュニティセンター	柏崎市高柳町岡野町 1 8 4 9 番地 1
--------------	------------------------

」を

「

高柳コミュニティセンター	柏崎市高柳町岡野町 1 8 4 9 番地 1
西山コミュニティセンター	柏崎市西山町池浦 8 7 7 番地
西山コミュニティセンター体育館	柏崎市西山町下山田 2 5 番地
西山コミュニティセンター石地分館	柏崎市西山町石地 1 1 6 7 番地
西山コミュニティセンター別山分館	柏崎市西山町別山 1 5 8 9 番地 1

」に

改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(西山コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の廃止)

2 新潟県柏崎市西山コミュニティセンター設置及び管理に関する条例(令和4年条例第9号)は、廃止する。

新潟県柏崎市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和51年3月31日条例第16号）

改正後		改正前	
別表		別表	
(略)		(略)	
高柳コミュニティセンター	柏崎市高柳町岡野町1849番地1	高柳コミュニティセンター	柏崎市高柳町岡野町1849番地1
西山コミュニティセンター	柏崎市西山町池浦877番地		
西山コミュニティセンター体育館	柏崎市西山町下山田25番地		
西山コミュニティセンター石地分館	柏崎市西山町石地1167番地		
西山コミュニティセンター別山分館	柏崎市西山町別山1589番地1		